

第4章 地震災害復旧計画

第1節 公共土木施設災害復旧事業計画

第1編第4章第1節「公共土木施設災害復旧事業計画」を準用する。

第2節 農林水産業施設災害復旧事業計画

第1編第4章第2節「農林水産業施設災害復旧事業計画」を準用する。

第3節 都市災害復旧事業計画

第1編第4章第3節「都市災害復旧事業計画」を準用する。

第4節 住宅災害復旧事業計画

第1編第4章第4節「住宅災害復旧事業計画」を準用する。

第5節 公立文教施設災害復旧事業計画

第1編第4章第5節「公立文教施設災害復旧事業計画」を準用する。

第6節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

第1編第4章第6節「社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画」を準用する。

第7節 その他公営企業施設災害復旧事業計画

第1編第4章第7節「その他公営企業施設災害復旧事業計画」を準用する。

第8節 公用財産災害復旧事業計画

第1編第4章第8節「公用財産災害復旧事業計画」を準用する。

第9節 上下水道災害復旧事業計画

第1編第4章第9節「上下水道災害復旧事業計画」を準用する。

第10節 激甚災害にかかる財政援助措置

第1編第4章第10節「激甚災害にかかる財政援助措置」を準用する。

第2編—第4章 地震災害復旧計画

第11節 農林水産業に関する金融の確保

第1編第4章第11節「農林水産業に関する金融の確保」を準用する。

第12節 中小企業に関する金融の確保

第1編第4章第12節「中小企業に関する金融の確保」を準用する。

第13節 被災者に対する職業のあっせんに関する計画

第1編第4章第13節「被災者に対する職業のあっせんに関する計画」を準用する。

第14節 租税の徴収猶予、減免に関する計画

第1編第4章第14節「租税の徴収猶予、減免に関する計画」を準用する。

第15節 救助法適用時における郵便業務に係る特別事務取扱い及び援護対策

第1編第4章第15節「救助法適用時における郵便業務に係る特別事務取扱い及び援護対策」を準用する。

第16節 生業資金の確保に関する計画

第1編第4章第16節「生業資金の確保に関する計画」を準用する。

第17節 住宅災害の復旧対策等に関する計画

第1編第4章第17節「住宅災害の復旧対策等に関する計画」を準用する。

第18節 生活必需物資、復旧用資機材の確保に関する計画

第1編第4章第18節「生活必需物資、復旧用資器材の確保に関する計画」を準用する。

第19節 被災者の生活再建等の支援

第1編第4章第19節「被災者の生活再建等の支援」を準用する。